

豊田市機構集積協力金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づき、豊田市機構集積協力金（以下「協力金」という。）に関し、実施要綱及び豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的、事業内容及び補助率)

第2条 この要綱に基づき協力金を交付する事業の種類、目的、補助対象事業者、補助対象経費及び補助額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第3条 協力金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、協力金の交付を受けようとする年度の3月10日までに、豊田市機構集積協力金交付申請書（経営転換協力金）兼実績報告書（様式第1号又は第2号）又は豊田市機構集積協力金交付申請書（地域集積協力金）兼実績報告書（様式第3号又は4号）に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 記載内容を証する書類
- (2) 豊田市税の完納が証明されている納税証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 実施要綱別記2-1第6の2(6)の規定による誓約は、前項の申請書において行うものとする。

(交付の決定通知)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類の審査を行い、適当と認めるときは、予算の範囲内において協力金の交付の決定をし、豊田市機構集積協力金交付決定通知書兼確定通知書（様式第7号）により、交付申請者に通知するものとする。

2 市長は、協力金の交付決定に当たり、申請者に対して条件を付することができるものとする。

(交付の除外要件)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、市長は、第3条の規定により協力金等の交付の申請をした者が次のいずれかに該当する場合は、交付の決定を行わないことができる。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する

者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

- (2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(協力金の交付等)

第6条 第4条の決定通知を受けた交付申請者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに協力金の請求をし、市長は、この請求に基づき協力金を交付するものとする。

(帳簿等の備付け)

第7条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿を備え、その収入額及び支出額を記載するとともに、その内容を証する書類を整備管理し、協力金等の用途を明らかにしておかなければならない。

2 保管する期間は、補助事業の完了年度の翌年度から10年間保管しなければならない。

(検査)

第8条 市長は、協力金に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業者の報告に基づき、帳簿等関係書類等を検査することができる。

(交付決定の取消し又は協力金の返還)

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、協力金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した協力金の一部若しくは全部を返還させなければならない。

- (1) この要綱又は協力金の交付決定に付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。
- (2) 協力金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 協力金の運用又は協力金の執行方法が不相当と認められるとき。

- (4) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は協力金の交付に関し不正な行為があったとき。
- (5) 第8条の規定による指示に従わず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- (6) 第5条各号のいずれかに該当するとき。
- (7) 第3条第2項の規定により誓約した事項に反したとき。
- (8) 経営転換協力金の交付を受けた者が、交付決定後10年以内に、交付要件を満たさなくなったことが明らかになったとき（土地収用や機構法第20条の規定により農地が機構から返還された場合等やむを得ない事情のある場合を除く）。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月25日から施行する。

事業の種類	目的	補助対象事業者	補助対象経費	補助額
<p>機構集積協力金交付事業 (経営転換協力金)</p>	<p>地域の中心となる経営体へ農地集積することで、農業の競争力、体質強化を図り、持続可能な農業を実現する。</p>	<p>農地集積に協力する農地の所有者</p>	<p>地域の中心となる経営体への農地集積に要する経費。</p>	<p>交付要件を満たす農地面積に応じて 1.5万円/10a (ただし上限50万円/戸)</p>
<p>機構集積協力金交付事業 (地域集積協力金)</p>	<p>地域の中心となる経営体(担い手¹⁾)へ農地集積・集約することで、農業の競争力、体質強化を図り、持続可能な農業を実現する。</p>	<p>農地の一定割合以上を機構に貸し付けた地域</p>	<p>地域の中心となる経営体への農地集積・集約に要する経費。</p>	<p>交付対象期間内における農地中間管理機構(以下「機構」という。)への貸付面積×交付単価。 交付単価：機構の活用率²⁾</p> <p>(1) 集積・集約化タイプ</p> <p>(ア) 一般地域</p> <p>20%超40%以下 1.0万円/10a 40%超70%以下 1.6万円/10a 70%超 2.2万円/10a</p> <p>(イ) 中山間地域³⁾</p> <p>4%超15%以下 1.0万円/10a 15%超30%以下 1.6万円/10a 30%超50%以下 2.2万円/10a 50%超 2.8万円/10a</p> <p>(2) 集約化タイプ</p> <p>40%超70%以下 0.5万円/10a 70%超 1.0万円/10a</p> <p>※5年以上の賃借権の設定等を行った農地が交付対象となる。</p>

1) 担い手：次のいずれかの経営体をいう。

①認定農業者

ア 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」という。）第 12 条第 1 項に基づき、市町村から経営改善計画の認定を受けた経営体。

イ 基盤強化法第 23 条第 4 項に規定する特定農業法人。

②認定新規就農者

基盤強化法第 14 条の 4 に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体。

③基本構想水準到達者

年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して基盤強化法第 6 条第 1 項に規定する基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達しているとみなせる経営体。

④集落営農経営

次のいずれかに該当する任意組織の集落営農経営。

ア 基盤強化法第 23 条第 4 項に規定する特定農業団体。

イ 複数の農業者により構成される農作業受託組織であって、組織の規約を定め、対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っている集落営農組織。

2) 機構の活用率：機構の活用率は以下の計算方法により算出する。

$$\text{機構の活用率} = \frac{\text{対象期間内の貸付面積} - \text{再貸付面積}}{\text{「地域」の農地面積} - \text{対象期間前の貸付面積}}$$

※「対象期間内の貸付面積」：原則、事業実施年度の前年度の 3 月から事業実施年度の 2 月末までに機構に貸し付けられた農地面積

※「再貸付面積」：対象期間の起算日の前日までに機構に貸し付けられたことのある農地で、機構との貸借期間の満了又は合意解約等の後、再

度、機構に貸し付けられた農地の面積

※「対象期間前の貸付面積」：対象期間の起算日の前日時点で機構に貸し付けられている農地面積

3)中山間地域：次の全てに該当する地域をいう。

- ①中山間地農業ルネッサンス事業実施要項（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 農振第 2275 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の「地域別農業振興計画」において、本事業の実施について位置付けられていること。
- ②「農林統計に用いる地域区分について」（平成 13 年 11 月 30 日付け 13 統計第 956 号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）における中間農業地域又は山間農業地域の基準（旧市区町村別）に該当すること。

豊田市機構集積協力金 交付申請書（経営転換協力金）兼実績報告書

豊田市長 殿

機構集積協力金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

また、①下記の記載内容について虚偽がないこと、②協力金の交付決定後10年間は廃止部門の経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得及び特定農作業受託を行わないこと、③虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

		申請年月日	年	月	日
交付申請者欄	フリガナ				
	氏名				
	住所	(〒 -)			
		都道	市区		
	府県	町村			
電話	-	-	FAX	-	-

(1) 経営面積

自作地		借地		合計	
	m ²		m ²		m ²

※特定農作業委託を行っている農地は自作地に含みます。

(2) 廃止する農業部門

機構への貸付前に経営していた農業部門

番号	品目



廃止する農業部門

番号	品目

※番号欄には、以下の農業部門番号を記載して、品目を記入してください。

- ①土地利用型作物（稲、麦等）
- ②露地野菜等 ③施設野菜 ④露地果樹
- ⑤施設果樹 ⑥露地花き ⑦施設花き
- ⑧茶 ⑨牧草 ⑩サトウキビ
- ⑪その他（上記以外の農業生産部門）

(3) 交付申請面積および交付申請金額〔(1)の自作地の内数〕

所在	地番	地目	新規集積農地は○を記入してください	面積
				m ²
				m ²
				m ²
				m ²
合計面積				m ²
交付申請面積 (a単位)				a

- ※ 記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付してください。
- ※ それぞれの面積はm単位とし、1m未満は切り捨てて記入してください。
- ※ 遊休農地は、交付申請面積に含めることはできません。

※「交付申請面積」はa単位とし、1a未満は切り捨ててください。

交付申請金額	円
--------	---

※交付単価：15,000円/10a (ただし上限：500,000円/戸)

(4) 耕作を続ける農地

自作地		借地		合計	
	m ²		m ²		m ²

〈 農業委員会記入欄 〉

遊休農地の所有の有無	(「有」の場合) 所有する全ての遊休農地について、農業委員会が行う利用意向調査等を通じて機構への貸付けの意思を文書で表明 (※該当しない場合は申請できません。)	<input type="checkbox"/> 該当する
------------	---	-------------------------------

(5) 個人情報の取り扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について	<input type="checkbox"/> 同意する
------------------------	-------------------------------

(6) 添付書類

別紙様式第5号

豊田市機構集積協力金 交付申請書（経営転換協力金）兼実績報告書

豊田市長 殿

機構集積協力金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

また、①下記の記載内容について虚偽がないこと、②協力金の交付決定後 10 年間は農業経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得及び特定農作業受託を行わないこと、③虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

		申請年月日		年	月	日
交付申請者欄	フリガナ					
	氏名					
	住所	(〒 -)				
		都道				市区
	府県				町村	
電話	-	-	FAX	-	-	

(1) 経営面積

自作地		借地		合計	
	m ²		m ²		m ²

※特定農作業委託を行っている農地は自作地に含まれます。

(2) 交付申請面積および交付申請金額〔(1)の自作地の内数〕

所在	地番	地目	新規集積農地は○を記入してください	面積
				m ²
				m ²
				m ²
				m ²
合計面積				m ²
交付申請面積 (a単位)				a

※ 記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付してください。

※ それぞれの面積はa単位とし、1m²未満は切り捨てて記入してください。

※ 遊休農地は、交付申請面積に含めることはできません。

※ 「交付申請面積」はa単位とし、1 a未満は切り捨ててください。

交付申請金額		円
--------	--	---

※交付単価：15,000円/10a（ただし上限：500,000円/戸）

(3) 耕作を続ける農地

自作地		借地		合計	
	㎡		㎡		㎡

〈 農業委員会記入欄 〉

遊休農地の 所有の有無		(「有」の場合) 所有する全ての遊休農地について、農業委員会が行う利用意向調査等を通じて機構への貸付けの意思を文書で表明（※該当しない場合は申請できません。）	<input type="checkbox"/> 該当する
----------------	--	--	-------------------------------

(4) 個人情報の取り扱いの確認

「個人情報の取扱い」に 記載された内容について	<input type="checkbox"/> 同意する
----------------------------	-------------------------------

(5) 添付書類

別紙様式第5号

豊田市機構集積協力金

交付申請書 (地域集積協力金) 兼実績報告書

豊田市長 殿

機構集積協力金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

また、下記の記載内容について虚偽がないこと、虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

		申請年月日		年	月	日
交付申請者欄	フリガナ					
	地域名	(集落名や字名など)				
	フリガナ					
	代表者氏名					
	住所	(〒 -)		都道		市区
				府県		町村
電話	-	-	FAX	-	-	

(1) 交付申請面積および交付申請金額

所在	地番	地目	面積	農地所有者の氏名	新たな担い手に集積注3は○を記入	備考
			m ²			
			m ²			
			m ²			
交付申請面積(合計面積)		A	m ²	B欄はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。		
		B	a			
対象期間内の貸付面積 C			m ²			
再貸付面積 D			m ²			
農振区域内の農地面積 E			m ²			
対象期間前の貸付面積 F			m ²			
機構の活用率 ((C-D) / (E-F))			%			
一般地域	<input type="checkbox"/> 20%超 40%以下	<input type="checkbox"/> 40%超 70%以下	<input type="checkbox"/> 70%超			
中山間地域	<input type="checkbox"/> 4%超 15%以下	<input type="checkbox"/> 15%超 30%以下	<input type="checkbox"/> 30%超 50%以下	<input type="checkbox"/> 50%超		

注1 記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付してください。

注2 各筆毎の面積は㎡単位とし、1㎡未満は切り捨てて記入してください。

注3 「新たな担い手に集積」とは、機構に貸し付けられた日の前年度の3月末時点から機構へ貸し付けられるまでの間、継続して担い手以外の経営体が所有権や賃借権等に基づき耕作していた農地が機構を介して担い手に貸付け等されることをいいます。

交付申請金額	円
--------	---

一般地域交付単価	中山間地域交付単価
20%超 40%以下 10,000 円/10a	4%超 15%以下 10,000 円/10a
40%超 70%以下 16,000 円/10a	15%超 30%以下 16,000 円/10a
70%超 22,000 円/10a	30%超 50%以下 22,000 円/10a
	50%超 28,000 円/10a

(2) 地域集積協力金の使途

使途内容	金 額
	円
	円
合 計	円

(3) 添付書類

- ア 別紙様式第6号（地域集積協力金の交付申請対象農地の所有者全員の同意書）
- イ 交付対象「地域」の範囲がわかる地図
- ウ 「地域」の規約等
- エ 「地域」における人・農地プランの話し合いに係る議事録
（下記の項目について地域の同意が明らかになっていること）
 - (ア) 地域で農地中間管理機構へ貸し出す農地
 - (イ) 地域集積協力金の使途や執行計画
 - (ウ) 地域集積協力金の管理方法（協力金の受理者・管理者、協力金を管理する口座等）
 - (I) 議事録署名者
- オ その他豊田市長が必要と認める書類

豊田市機構集積協力金 交付申請書 (地域集積協力金) 兼実績報告書

豊田市長 殿

機構集積協力金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

また、下記の記載内容について虚偽がないこと、虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

		申請年月日	年	月	日
交付申請者欄	フリガナ				
	地域名	集落名や字名など			
	フリガナ				
	代表者氏名				
	住所	(〒 -)		都道	市区
				府県	町村
電話	-	-	FAX	-	-

(1) 交付申請面積および交付申請金額

所在	地番	地目	面積	農地所有者の氏名	備考
			m ²		
			m ²		
			m ²		
交付申請面積(合計面積)		A	m ²	B欄はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。	
		B	a		
対象期間内の貸付面積 C			m ²	/	
再貸付面積 D			m ²		
農振区域内の農地面積 E			m ²		
対象期間前の貸付面積 F			m ²		
機構の活用率 ((C-D) / (E-F))			%		
<input type="checkbox"/> 40%超70%以下			<input type="checkbox"/> 70%超		

注1 記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付してください。

注2 各筆毎の面積はm単位とし、1m未満は切り捨てて記入してください。

交付申請金額	円	(交付単価	40%超70%以下	5,000円/10a
				70%超	10,000円/10a
)			

(2) 地域集積協力金の使途

使途内容	金 額
	円
	円
合 計	円

(3) 添付書類

- ア 別紙様式第5号（地域集積協力金の交付申請対象農地の所有者全員の同意書）
- イ 交付要件を満たしていることがわかる書類（別紙様式第8号又は別紙様式第9号）
- ウ 交付対象「地域」の範囲がわかる地図
- エ 「地域」の規約等
- オ 「地域」における人・農地プランの話し合いに係る議事録
（下記の項目について地域の同意が明らかになっていること）
 - (ア) 地域で農地中間管理機構へ貸し出す農地
 - (イ) 地域集積協力金の使途や執行計画
 - (ウ) 地域集積協力金の管理方法（協力金の受取者・管理者、協力金を管理する口座等）
 - (エ) 議事録署名者
- カ その他豊田市長が必要と認める書類

(別紙様式第5号)

個人情報の取扱い

以下の「機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて」をよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱いの確認」欄の□印にレ印を必ずご記入ください。

機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて

市町村は、機構集積協力金交付事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、市町村は、本事業に係る集落等への説明会や都道府県及び国への報告等で利用するほか、次の事業等（注1）に係る交付金等の交付に利用するとともに、これらの事業等の実施のために、次の関係機関（注2）に必要最小限度内において提供する場合があります。

<p>事業等 (注1)</p>	<p>農地集積・集約化対策事業、人・農地問題解決加速化支援事業、農業欠世代人材投資資金（経営開始型）、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の金利負担軽減措置、経営所得安定対策等推進事業、経営体育成支援事業、中山間地農業レテッサンス事業、中山間地域等直接支払交付金 等 (※ その他助すべき事業等がある場合は助すること)</p>
<p>関係機関 (注2)</p>	<p>国、都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、農業再生協議会、農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構、都道府県農業会議、農業共済組合連合会、農業共済組合、土地改良区、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の融資機関、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業の事業実施主体、土地改良事業団体連合会、愛知県農業協同組合中央会 (※ その他助する機関があれば助すること)</p>

(別紙様式第6号)

個人情報の取扱い

以下の「機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて」をよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて

市町村は、機構集積協力金交付事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、市町村は、本事業に係る集落等への説明会や都道府県及び国への報告等で利用するほか、次の事業等（注1）に係る交付金等の交付に利用するとともに、これらの事業等の実施のために、次の関係機関（注2）に必要最小限度内において提供する場合があります。

事業等 (注1)	農地集積・集約化対策事業、人・農地問題解決加速化支援事業、農業欠世代人材投資資金（経営助成型）、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の金利負担軽減措置、経営所得安定対策等推進事業、経営体育成支援事業、中山間地農業レネッサンス事業、中山間地域等直接支払交付金 等 (※ その他助すべき事業等がある場合は助すること)
関係機関 (注2)	国、都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、農業再生協議会、農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構、都道府県農業会議、農業共済組合連合会、農業共済組合、土地改良区、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の融資機関、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業の事業実施主体、土地改良事業団体連合会、愛知県農業協同組合中央会 (※ その他助する機関があれば助すること)

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します

令和 年 月 日

(法人・組織名)

氏名 (代表者名)

※ 地域集積協力金の交付申請対象農地の所有者全員の同意書を申請書に添付してください。

様式第7号（第4条関係）

豊田市機構集積協力金交付決定通知書兼確定通知書

豊農政発第 号
年 月 日

様

豊田市長 印

年 月 日付けで交付申請のあった平成 年度豊田市機構集積協力金については、豊田市機構集積協力金交付要綱第4条の規定により、下記の通り交付の決定及び額の確定をいたしましたので、通知します。

記

1 事業名

豊田市機構集積協力金交付事業

2 協力金額

金 円

3 協力金交付の条件等

事業の実施に当たっては、関係法令、豊田市補助金等交付規則及び豊田市機構集積協力金交付要綱に従わなければならない。

(別紙様式第8号)

地域集積協力金〈集約化タイプ〉事業実施前、担い手の1ha以上の団地面積の割合が40%未満の地域における要件確認

事業実施前における担い手へ1ha以上の団地農地					事業実施後における担い手へ1ha以上の団地農地				
団地番号	担い手(氏名)	所在、地番	地目	面積(m ²)	団地番号	担い手(氏名)	所在、地番	地目	面積(m ²)
小 計					小 計				
小 計					小 計				
小 計					小 計				
小 計					小 計				
合 計					合 計				

【記載上の注意】

※ 段が不足する場合には適宜追加して下さい。

※ 担い手が耕作(所有権、賃借権、特定農作業受託)する1ha以上の団地ごとに記載して下さい。

A 地区内農地面積

B 実施前の1haの団地農地面積

C(B/A) 実施前の1haの団地農地面積の割合

D 実施後の1haの団地農地面積

E(D/A) 実施後の1haの団地農地面積の割合

E - C 増加ポイント

(別紙様式第9号)

地域集積協力金(集約化タイプ) 事業実施前、担い手の1ha以上の団地面積の割合が40%以上の地域における要件確認

事業実施前における担い手が耕作する団地ごとの農地					事業実施後における担い手が耕作する団地ごとの農地				
団地番号	担い手(氏名)	所在、地番	地目	面積(m ²)	団地番号	担い手(氏名)	所在、地番	地目	面積(m ²)
小計					小計				
小計					小計				
小計					小計				
小計					小計				
合計					合計				

【記載上の注意】

- ※ 段が不足する場合には適宜追加して下さい。
- ※ 担い手が耕作(所有権、賃借権、特定農作業受託)する団地ごとに記載してください。(担い手が耕作している独立する1筆のほかも1団地として記載してください。)

A	実施前の担い手が耕作する農地の団地数	
B	実施前の担い手が耕作する農地面積	
C(B/A)	実施前の1団地当たりの平均農地面積	
D	実施前の担い手が耕作する農地の団地数	
E	実施前の担い手が耕作する農地面積	
F(E/D)	実施前の1団地当たりの平均農地面積	
	増加割合	